

『中小企業の平均賃上げ額 昨年比微増の4, 141円』

一般社団法人日本経済団体連合会は2013年春季労使交渉の中小企業業種別回答一覧(第一回)を公表した。これは従業員500人未満の741社について行われ、そのうち回答があった174社(平均額が不明の2社を含む)の結果となる。

172社の平均賃上げ額は4, 141円(1. 64%増)となり、昨年と比較すると286円(0. 12%)増えている。

業種別では、最も賃上げ額が高かったのは化学で5, 827円増、ついで鉄鋼・非鉄金属の4, 655円、機械金属の4, 625円となった。昨年のデータでは、最も賃上げ額が高かったのは印刷・出版で5, 528円、食品の4, 586円、機械金属の4, 492円だった。最も低かったのは運輸・通信で1, 884円、ついで商業の2, 095円、その他非製造業の3, 147円となっている。昨年、最も低かったのは紙・パルプの1, 449円、運輸・通信の1, 599円、その他非製造業の2, 708円だった。なお、従業員500人以上の主要240社の平均賃上げ額(第一回集計)は6, 203円(1. 91%増)であった。政府は賃金の引上げをめぐり、政労使の協議の場の設置を打ち出している。上昇を続ける株価同様、賃金も上がっていくのか注目が集まっている。



『4月は52件と過去最多 「金融円滑化法利用後倒産」』

帝国データバンクの集計によると、4月の「金融円滑化法利用後倒産」が52件判明した。前月比で23.8%、前年同月比では136.4%の大幅増加だ。

4月は月ベースで見ると、22年10月の51件を上回り、21年12月の集計開始以降で最も多い。前年同月比では、比較可能な22年12月以降29カ月連続で前年同月を上回った。「金融円滑化法利用後倒産」は累計で780件となった。

「金融円滑化法利用後倒産」とは、中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等を受けていたことが同社の取材で判明した企業倒産のこと。「金融円滑化法利用後倒産」は、25年に入ってから増加傾向が続いている。中小企業金融円滑化法は今年3月に適用期限を迎えた。同法終了後も、関係省庁主導の経営改善・事業再生支援が続いている。また、政府は中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議を開催し、同法期限到来にあたって講じている総合的な対応策が機能しているかを検証し、監視の目を強めている。ただ、引き続き返済条件が緩和されている企業の中でも過剰債務を抱えている企業や、抜本的な経営改善計画を伴わない返済猶予頼みの延命を繰り返している企業は、依然として倒産のリスクが高い、と同社は指摘している。